

1.5. 計画の位置づけ

本計画と国、県、市における上位計画、関連計画との位置づけは次のとおりです。
本市に関連する各種計画と整合性を図りつつ、循環型社会の形成を推進するための計画として位置付けます。

国	環境基本法※（平成 5 年） ⇒第 6 次環境基本計画（令和 6 年 5 月） 循環型社会形成推進基本法（平成 12 年） ⇒第五次循環型社会形成推進基本計画（令和 6 年 8 月） 廃棄物の処理および清掃に関する法律（平成 29 年改正）
福井県	福井県環境基本条例（平成 17 年改正） ⇒福井県環境基本計画（令和 5 年） ⇒福井県廃棄物処理計画（令和 3 年）

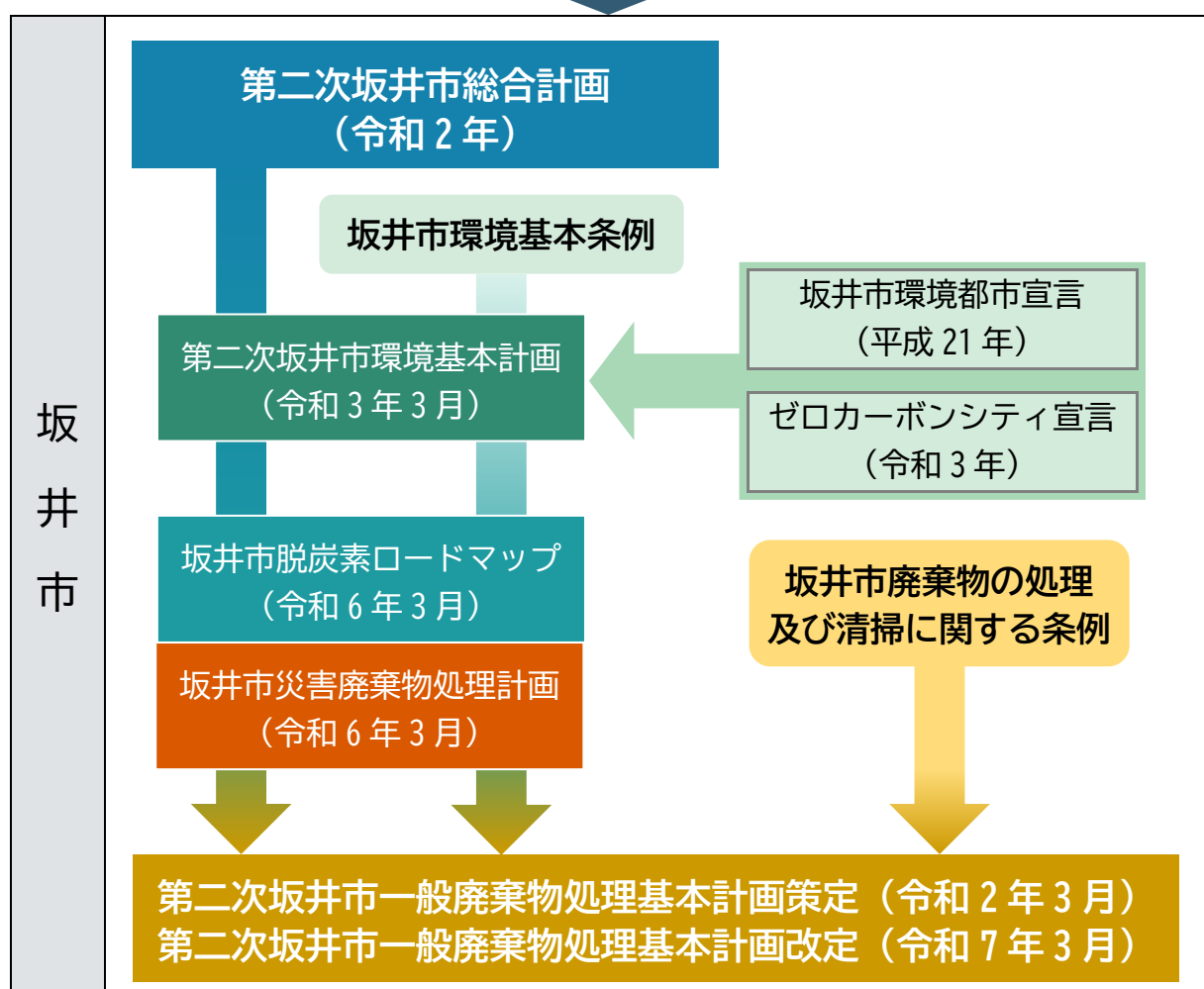


図 1-1 上位計画及び関連計画

1.6. 上位計画・関連計画

① 第五次循環型社会形成推進基本計画（令和 6 年 8 月閣議決定）

第五次循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するため、経済社会システムそのものを循環型に変えていくことが必要であり、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）※への移行を推進することとしています。

また、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から不可欠となる廃棄物の適正処理や、持続可能な社会の基盤として、毎年のように発生する大規模な災害に備えた万全な災害廃棄物処理体制の構築なども重要と捉え、国が講ずべき施策をまとめています。

■目指すべき循環型社会の将来像

- ① 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環が達成された姿
- ② 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現が達成された姿
- ③ 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行が達成された姿
- ④ 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進が達成された姿

② 福井県廃棄物処理計画（令和 3 年 3 月策定）

福井県廃棄物処理計画は、一般廃棄物と産業廃棄物の減量化やリサイクルによる循環型社会の形成を目的として策定した計画です。計画の期間を令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とし、一般廃棄物減量化等の目標値として 1 人 1 日当たりの排出量等の目標値を設定するとともに、県と処理主体である市町が一体となり「ごみの減量化の取組」を強化していくことが重要と考え、次の 3 つの重点施策を掲げています。

■重点施策

① 食品ロス※削減の推進

これまで実施してきた「おいしいふくい食べきり運動」による「食べ残し」を減らす取組に加え、手つかずのまま捨てられている「未利用食品」を減らす取組を行い、さらなる食品ロスの削減を推進していきます。

② 紙資源リサイクルの強化

燃やせるごみとして捨ててしまいがちな紙資源の分別を徹底し、リサイクルが進むよう、取組を強化します。

③ プラスチックごみ対策の強化

プラスチックごみのリサイクルや使用削減、ポイ捨て防止を推進し、プラスチックごみの削減や海洋へのプラスチック流出防止への取組を強化します。

③ 第二次坂井市環境基本計画（令和 3 年 3 月策定）

第二次坂井市環境基本計画は、環境像として「彩り豊かな自然を育む ひと まち さかい」を掲げ、その実現に向けて坂井市の環境保全施策の方向性、市民、事業者、市の各役割を示したものです。環境像の実現に向けて、SDGs（持続可能な開発目標）を背景に、環境問題の課題に加え、少子高齢化や人口減少、地域社会・経済の持続可能性に貢献する 5 つの行動方針（「良好な生活環境の創出」、「豊かな自然と歴史資源の保全・育成」、「循環型社会の形成」、「地球温暖化対策の推進」、「環境と共生する人づくり」）を実現するため、11 の行動目標に基づいて取組を進めています。

また、5 つの行動方針に基づいた施策のなかで、特に集中的に取り組みを進めるものの 3 つを重点プロジェクトとして位置付けています。

第二次坂井市環境基本計画の行動方針と行動目標、重点プロジェクトの関連

行動方針	行動目標	重点プロジェクト		
		①川や海的环境を守るプロジェクト	②豊かな自然や生きものとふれあうプロジェクト	③地球温暖化対策を推進するプロジェクト
1 良好な生活環境の創出	1 公害防止対策を推進する	○		
	2 漂着ごみ・不法投棄対策を推進する	○		
	3 快適で環境に優しい住環境を創出する	○		○
2 豊かな自然と歴史資源の保全・育成	4 豊かな自然と共生する		○	○
	5 自然に培われた歴史資源を後世に残す	○		
	6 森里川海のつながりを支え、活用する		○	
3 循環型社会の形成	7 ものの大切さ、限りある資源を意識した社会をつくる	○		○
	8 資源と水がめぐり、未来に続くまちを創造する		○	○
4 地球温暖化対策の推進	9 地球温暖化を防止するために行動する			○
	10 地球温暖化による影響に対して適応策をとる			○
5 環境と共生する人づくり	11 環境の大切さに気付き、環境をよくするために自ら考え行動する	○	○	○

④ 坂井市脱炭素ロードマップ（令和 6 年 3 月策定）

本市は、第二次坂井市環境基本計画策定に併せて、市民・事業者・行政が相互に連携協力して 2050 年までに脱炭素を実現する「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。